福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進 に関する基本方針

令和7年5月27日 福島県内除去土壌等の県外最終処分の 実現に向けた再生利用等推進会議決定

1. 基本的考え方

平成23 (2011) 年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するために、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号、以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)」等に基づき、除染、汚染廃棄物の処理、中間貯蔵施設の整備等の環境再生の取組が進められてきた。

福島県内の除染等の措置に伴い生じた除去土壌や廃棄物(以下「除去土壌等」という。)については、「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(平成15年法律第44号)」において、「中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが国の責務として明記されている。福島全体の復興のため、地元の苦渋の判断により中間貯蔵施設が受け入れられたという経緯も踏まえ、国として責任を持って取り組んでいく。

この県外最終処分の実現に向けては、国民の理解の下、政府一体で除去土壌等の減容・再生利用等を進めることが重要であり、「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和6年3月19日閣議決定)」において、「再生利用先の創出等については、関係省庁等の連携強化等により、政府一体となった体制整備に向けた取組を進め」る等の方針を決定した。これを踏まえ、福島県内の除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、令和6(2024)年12月20日に、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置した。更に、第1回推進会議において、福島の復興を前進させるため、「再生利用の推進」、「再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション」、「県外最終処分に向けた取組の推進」を3本柱とした基本方針を取りまとめることとした。

「福島の復興なくして東北の復興なし、東北の復興なくして日本の再生なし。」の考えの下、本基本方針は、福島の復興に向けた重要課題の一つである、福島県内除去土 壌等の県外最終処分の実現に向けて、政府一丸となって取り組むための方針を示すも のである。

2. これまでの取組

福島県内で生じた除去土壌等の量は膨大であり、県外最終処分の実現に当たっては、 最終処分量を低減するため、除去土壌等の減容・復興再生利用を進めることが重要で ある。

これまで、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略(平成 28 年 4 月、環境省)」に沿って、減容技術の開発、除去土壌の再生利用の実証事業、全国民的な理解醸成等に取り組んできたところであり、環境省において、有識者会議での議論を経て、これまでの取組の成果を取りまとめるとともに、「復興再生利用の推進」「最終処分の方向性の検討」「全国民的な理解の醸成等」に係る 2025 年度以降の進め方を示した、「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と 2025 年度以降の進め方」(以下「2025 年度以降の進め方」という。)を令和7 (2025) 年 3 月 28 日に策定した。

除去土壌の再生利用については、福島県内での実証事業等で得られた科学的知見や、 国内外の有識者による議論も踏まえ、復興再生利用に係る基準¹及びガイドライン²を 令和7 (2025) 年3月28日に策定した。

復興再生利用に当たっては、放射線の国際的な安全基準として定められた公衆の追加被ばく線量限度(年間 1mSv)を踏まえ、年間追加被ばく線量を 1mSv 以下(これを満たす放射能濃度として 8,000Bq/kg 以下 ³)とすることとした。

令和6(2024)年9月に公表された「除去土壌の再生利用等に関する国際原子力機関(IAEA)専門家会合」の最終報告書においては、再生利用等に係る環境省のこれまでの取組が IAEA 安全基準に合致することや、IAEA 専門家チームの助言を踏まえた対応を行うことで今後環境省が展開する取組も IAEA 安全基準に合致したものになると考えられるとの評価のほか、以下の結論が示されている。

- 一年間追加被ばく線量 1mSv という線量基準は、除去土壌の再生利用における適切な基準。
- 一適切な管理のもとで、8,000Bq/kg以下の再生土壌を使用することにより、線量 基準を十分達成することが可能。

1

¹ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成 23 年環境省令第33 号)第58条の4に定める復興再生利用(再生資材化した除去土壌を適切な管理の下で利用すること)に係る基準をいう。以降、除去土壌の再生利用は、「復興再生利用」とも表記している。

^{2 「}復興再生利用に係るガイドライン(令和7年3月28日、環境省)」をいう。

^{3 8,000}Bq/kg 以下という放射能濃度については、モデル計算により、最も被ばく線量が高い施工中の作業者の年間追加被ばく線量が 1mSv 以下となるように定めており、復興再生利用に係る基準に定める飛散流出防止のために行う覆土による放射線の遮へい効果により、復興再生利用の場所周辺での年間追加被ばく線量は相当程度低くなる(モデル計算の結果では、上部の覆土が 20cm の場合に 0.017mSv、50cm の場合に 0.00086mSv)。

また、放射線審議会においても、令和7 (2025) 年2月 27 日に、復興再生利用の 基準案は妥当であるとの答申が出されている。

全国的な理解醸成等については、復興再生利用の推進等のため、福島県や首都圏を はじめとした全国の方々に対し、復興再生利用等の必要性・安全性等に係る情報発信、 普及啓発等の取組を行ってきた。

3. 復興再生利用の推進について

これまでの福島県内での実証事業等により復興再生利用に係る安全性が確認されており、さらに国際原子力機関(IAEA)からの評価・助言や放射線審議会からの答申等を踏まえ、復興再生利用に係る基準及びガイドラインを策定した。

こうした状況に鑑みると、当該基準・ガイドライン等に基づき、復興再生利用の必要性・安全性等について全国民的な理解醸成を図るとともに、福島復興に向けた復興再生利用への機運や、安心感・納得感の醸成、さらには社会的受容性の向上に向けた取組を行うことが重要であり、これらの進捗も踏まえつつ、各府省庁が一丸となって、復興再生利用を具体的に実施していくことが必要である。

こうした考えの下、復興再生利用の必要性・安全性等に係る全国民的な理解醸成・ リスクコミュニケーションの取組を抜本的に強化する必要があり、4.のとおり取組 を進める。

また、復興再生利用に対する国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、官邸での利用の検討を始めとして政府が率先して先行事例の創出等に取り組み、復興再生利用を推進していく。

さらに、復興再生利用に対する理解醸成や社会的受容性の向上の状況も踏まえつつ、 各府省庁が連携して、実用途における復興再生利用の案件創出に取り組むとともに、 復興再生利用の本格的な実施・展開を進めていく。

4. 復興再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーションについて

復興再生利用の実施に当たっては、国民や関係機関等の理解が重要であり、その必要性・安全性等に対する全国民的な理解の醸成に取り組むとともに、復興再生利用の案件創出に向け、今般の復興再生利用に係る基準の策定を契機として、復興再生利用への機運の醸成や、見学会等の体験型の取組を含めた更なる理解醸成に取り組むことにより、安心感や納得感の醸成、社会的受容性の拡大・深化を継続的に図る。

こうした考えの下、東京電力福島第一原子力発電所で発電した電力が、我が国の電力の安定供給、特に大消費地である首都圏を支えてきたという歴史的事実や、「福島の復興なくして東北の復興なし、東北の復興なくして日本の再生なし」の考え方も踏ま

え、福島復興に向けた重要課題の一つである除去土壌等の県外最終処分に向けて、復興再生利用への協力の機運醸成に係る取組を、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」等の場も活用しながら、各府省庁が一丸となって幅広く展開する。例えば、復興再生利用の必要性・安全性等を分かりやすく説明したポスターやチラシ、各府省庁のホームページや SNS 等の様々な広報手法を効果的に活用しつつ、各府省庁の本省、地方支分部局、所管団体等において、様々な機会を捉えて国民や関係機関等への理解醸成の取組を進める。

また、復興再生利用等の必要性について認知・関心や理解を深めるための取組を実施する。復興再生利用の安全性については、復興再生利用に係る基準及びガイドラインの内容も踏まえて、科学的な根拠に基づき分かりやすく説明するとともに、IAEAの安全基準に合致していることも国民や関係機関等に説明する。

理解醸成の取組に当たっては、復興再生利用に対する不安を払しょくすることが重要であることから、安心感や納得感を醸成するため、中間貯蔵施設の見学会や、案件創出の状況に応じた実際の復興再生利用の現場の見学会等を実施し、実施地域・対象等を段階的に拡げていく。なお、発信する情報に対する信頼性を高めるため、復興再生利用の実事例の徹底した情報発信に努めるとともに、IAEA等からの客観的な評価を得る取組も継続的に行う。

更に、風評被害を生じさせないという観点から、復興再生利用に係るリスクコミュニケーションの強化のために必要な取組を進める。

これらの進捗の確認のため「全国 WEB アンケート調査」等を定期的に実施する。

加えて、復興再生利用の案件の創出に向けて、復興再生利用に係る地域の関係者を含む関係機関等とのコミュニケーションのあり方等について検討し、実施する。

5. 県外最終処分に向けた取組の推進について

前述の通り、福島県内の除去土壌等については、「中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが国の責務として法律に明記されている。この県外最終処分については、「3.復興再生利用の推進について」、

「4. 再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション」に示した取組と並行して、その実現に向けた取組を進める必要があり、2025年度以降の進め方に沿って、環境省が中心となって、引き続き減容や最終処分に関する検討を行っていく。

2025 年度以降の進め方においては、これまでの取組の成果を踏まえ、県外最終処分に係る4つのシナリオ・選択肢を示したところであるが、今後、減容技術等の効率化・低コスト化の検討や、最終処分場への運搬の観点も含めた中間貯蔵施設からの搬出等のために必要な施設の検討等を進めていく。

また、最終処分場の候補地の選定・調査に向け、最終処分場の候補地選定に当たっ

て考慮すべき立地条件の整理を進めるとともに、地域とのコミュニケーション及び地域共生のあり方や、候補地選定のプロセスの具体化についても検討を進める。

さらに、最終処分対象物の放射能濃度による社会的受容性の変化等についての検討 も行っていく。

これらの検討の進捗状況等を踏まえつつ最終処分シナリオの精査を行い、最終処分場の仕様の具体化や、最終処分場の候補地の選定・調査に向け、取組を着実に進めていく。

終わりに

福島の復興に向けた重要課題の一つである、福島県内除去土壌等の県外最終処分の 実現に向けて、今後 20 年間の道筋を具体化していくことが必要である。その上で、 本基本方針を着実に実行するため、本年夏頃に、政府一丸となって当面5年程度で主 として取り組む、復興再生利用の推進や理解醸成・リスクコミュニケーションを中心 としたロードマップを取りまとめる。

本基本方針に掲げた取組を計画的・段階的に確実に実施できるよう、各府省庁が連携・協力して必要な検討を行うとともに、取組の進捗状況を継続的に確認する。また、本基本方針については、当該方針に基づく取組の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

中間貯蔵開始後 30 年以内の県外最終処分の方針は、法律に規定された国の責務である。最終処分の実現に向け、各府省庁が一丸となって、復興再生利用の案件創出等に万全を尽くす。